

改正

平成13年3月30日企管規程第6号
平成13年4月1日企管規程第7号
平成15年3月28日企管規程第2号
平成19年3月13日企管規程第6号
平成20年4月1日企管規程第6号
平成21年4月1日企管規程第7号
平成29年6月30日企管規程第7号

山形県水道用水供給規程を次のように定める。

山形県水道用水供給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第1条第1項第4号に規定する水道用水供給事業の水道水の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水協定)

第2条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、水道水の安定的かつ計画的需給を図るため、給水を受けようとする水道事業者と基本水量並びに料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）に係る年度別の1日最大給水量及び1日平均給水量を定める協定を締結しなければならない。

(給水の申込み及び承認)

第3条 給水を受けようとする水道事業者は、毎年度前条の給水協定に定めるところにより、基本水量、1日最大給水量及び1日平均給水量を、給水を受けようとする日の30日前までに水道用水給水申込書（別記様式第1号）により管理者に申し込まなければならない。

2 給水を受けようとする水道事業者は、前項の規定にかかわらず、給水協定に定める1日最大給水量が基本水量に達する日の属する年度の前年度までの間にあつては給水協定に定める1日最大給水量を、料金算定期間にあつては給水協定に定める1日平均給水量を超えて申し込むことができる。

3 管理者は、前2項の規定による申込みがあつたときは、給水能力の範囲内で基本水量、1日最大給水量、1日平均給水量等を決定して、給水を承認し、水道用水給水承認通知書（別記様式第2号）により、当該申込みをした水道事業者に通知するものとする。

(管理者が定める率)

第4条 山形県水道用水料金条例（昭和57年12月県条例第34号）第2条第3項ただし書に規定する水道事業者ごとに管理者が定める率は、100分の60を下限とするものとする。

(給水の原則)

第5条 管理者は、災害、水道施設の損傷又は維持改良工事その他やむを得ない理由によるほか、給水を停止し、又は制限しないものとする。

2 管理者は、前項に規定する理由により給水を停止し、又は制限しようとするときは、給水停止（制限）通知書（別記様式第3号）により、あらかじめ水道事業者に通知するものとする。

3 県は、第1項に規定する理由による給水の停止又は制限によつて生じた損失を補償しないものとする。

(均等受水の原則)

第6条 水道事業者は、水道水を常時均等に受水するように努めなければならない。

(使用水量の測定等)

第7条 水道事業者の毎月の使用水量は、当該月の末日に量水器により測定する。ただし、量水器の故障等により使用水量を測定することができない場合、当該月の使用水量は当該水道事業者の使用水量の実績記録その他の事項を考慮し、管理者が認定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により測定し、又は認定した毎月の使用水量を水道用水使用水量通知書（別記様式第4号）により、水道事業者に通知するものとする。

(受水施設の工事施行協議)

第8条 水道事業者は、受水施設の増設、改造その他の工事を施行しようとするときは、当該工事計画について、あらかじめ管理者に協議しなければならない。

(書類の提出)

第9条 この規程により管理者に提出する書類は、正副2部とし、当該水道施設に関する事務を処理する事業所の長を経由しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日企管規程第6号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日企管規程第7号抄）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日企管規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日企管規程第6号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日企管規程第6号抄）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日企管規程第7号抄）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月30日企管規程第7号）

（施行期日）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別記
様式第1号

水道用水給水申込書

番 号
年 月 日

山形県企業管理者 殿

水道事業者名 ㊤

下記のとおり水道用水の給水を受けたいので、山形県水道用水供給規程第3条第1項（第2項）の規定により申し込みます。

記

- 1 給水を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 給水量等
 - (1) 基本水量 立方メートル/日
 - (2) 1日最大給水量 立方メートル
 - (3) 1日平均給水量 立方メートル

水道用水給水承認通知書

番 号
年 月 日

殿

山形県企業管理者 氏 名[㊤]

年 月 日付けで申込みのあった水道用水の給水について、下記のとおり承認したので山形県水道用水供給規程第3条第3項の規定により通知します。

記

- 1 給水期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 給水量等
- | | |
|-------------|----------|
| (1) 基本水量 | 立方メートル/日 |
| (2) 1日最大給水量 | 立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 立方メートル |
| (4) 年間責任水量 | 立方メートル |

様式第 3 号

給 水 停 止 (制 限) 通 知 書

番 号
年 月 日

殿

山形県企業管理者 氏 名[㊦]

山形県水道用水供給規程第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり給水を停止 (制限) するので通知します。

記

1 理 由

2 給水停止 (制限) 期間 年 月 日 時から
 年 月 日 時まで

3 給水制限量 m³/時

4 作 業 箇 所

様式第4号

水道用水使用水量通知書

番 号
年 月 日

殿

山形県企業管理者 氏 名[㊤]

年 月分の使用水量は次のとおりですので、山形県水道用水供給規程第7条第2項の規定により通知します。

測定（認定）年月日	年 月 日
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 水 量	立方メートル
備 考	